○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市西有家町慈恩寺字西大辻二三三九、二三四〇、二三四三の第六、二三四三の第八から二三四三の第一一まで、二三九八、二四〇〇、二四〇一の一、二四〇一の二、二四〇二、二四〇三、字下落二九二五、二九二六の一、二九二七から二九三〇まで、二九三一の一、二九三一の二、二九六一の一、二九六一の二、二九六二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県諫早市小長井町井崎字石原一九四八、一九五八、一九六二、一九七〇の一、一九七一から一九七三まで、一九七四の一、一九七四の三、一九八〇、字一本松二〇一八の二、二〇二一の三、二〇二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県諫早市上大渡野町一三二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市南有馬町己字牛松谷二一三〇の一、二一三〇の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市小江町二六七一の一・二六八〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　石川県白山市三ツ屋野町ワ一〇の乙

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　石川県白山市下田原ヲ五の四、五の一二、五の一三、六の四、小松市丸山町ヌ四、六の一、一二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的　水源のかん養

二　変更後の指定施業要件

三　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）